



発行
日本共産党
春日部市委員会
春日部市粕壁
東6丁目7-12
電話 748-5159
FAX 748-5179

国民健康保険税、来年度から大幅引上げ！

国も県も、抜本的な見直しを！

11月26日、12月定例会本会議質疑が行なわれました。

議案第90号「春日部市国民健康保険税条例の一部改正」について、今尾やすのり議員が市議団を代表して質疑しました。

過去に例を見ない 大幅な引上げ

今回の条例の一部改正により、国保税は課税限度額が後期高齢者支援分で2万円引き上げられ、総課税限度額が、104万円から106万円になります。(下表参照)

合わせて所得割税率が、医

総課税限度額の推移	
西 暦	限度額
2020	96万円
21・22	99万円
2023	102万円
2024	104万円

療保険分0・85%、後期高齢者支援金分0・48%、介護給付金分0・61%引上げられます。さらに、均等割額で、医療保険分7,500円、後期高齢者支援金分2,300円、介護給付費分3,200円、合計13,000円の引上げです。過去の値上げ時の状況を質

すと、2015年時は所得割税率合計で0・20%、均等割額は据え置き、2018年時は所得割税率合計で0・05%、均等割額は1,700円の引上げでした。過去に例を見ない大幅な引上げです。

国の対策を 国会議員に陳情も

今回の改正では、均等割額の低所得層への軽減額の見直しもされます。対象は16,682世帯で軽減後の平均保険税額でも改正前の87,563円から改正後10万1,312円となり負担は増えます。また、夫婦と子ども2人で所得300万円のモデルケースでの保険税額を問うと、改正前46万5,600円、改正後56万1,200円、21%の引上げとなります。所得の2割分にも届きそうな大増税で

す。

今尾議員は、「これでも段階的な引上げとしたようだが、収入が上がらず物価高騰が続く生活背景が非常に厳しい中で大幅負担増とならざるを得ません。国に対し公費負担増額と制度の抜本的な見直しを求め、県の運営方針の見直しも求めるべきです。市としても一般会計繰入など検討すべきですがその場合の負担見込み額はいくらとなりますか？また、そうしてでも市民生活を守るべきと考えますが市の考えは？」と質しました。

健康保険部長は、「大変難しい状況の中での決断となりました。11月15日には地元国会議員などへの陳情も行なっています。市が負担した場合、来年度約9億円の財源が必要となりますが、県の運営方針では一般会計繰入の解消を求めており適切とは言えません」と答えました。



図書館に指定管理者制度はなじまない

図書館運営は直営に戻せ

11月28日の市議会本会議で並木としえ議員は、図書館の指定管理者の指定について質疑をおこないました。

(株) 図書館流通センターに指定

市立中央図書館、武里図書館、庄和図書館の3館の指定管理者について、5年の契約が終わり、改めて指定管理者を指定することになりました。今回指定する事業者は、前回までと同じ「株式会社図書館流通センター」(文京区大塚3丁目)です。(株)図書館流通センターは、全国で公共図書館、学校図書館の指定管理421館、委託177館を

受託している業者で、今回の事業者募集は申請団体が一社のみでの決定となりました。

37都道府県が「導入しない」決定

日本図書館協会は2016年に「図書館への指定管理者制度の導入はなじまないと考えます」と題する見解を発表し、自治体職員や図書館利用者に図書館運営や指定管理者制度について話し合っしてほしい、と問題提起しています。

日本図書館協会が「指定管理者制度はなじまない」と考える理由として、図書館事業は、継続性、安定性、

公平性が求められる、設置者である自治体が直接行うことが基本であること。指定管理者制度では、指定期間が3〜5年でサービスの継続が保証されないこと。指定期間が短いことから職員の雇用も年度ごとに更新するケースが多く、身分や待遇が不安定であること。市民・利用者と自治体職員が直接接する機会がなくなり、政策決定に現場の職員が参加できないこと。などをあげています。

また、図書館協会が今年1月に行った調査では都道府県立図書館に指定管理者を導入しているのは8府県、検討の結果「導入しない」と決めたのが37都道府県でした。

指定管理者制度の効果は高いと答弁

並木としえ議員は①指定管理者制度の効果について①の検証、②日本図書館協会の見解に対する市の見解、③継続性、安定性、市民・利用者の声の反映、不安定雇用の問題などについて質疑、「市直営に戻すべき」と主張しました。

社会教育部長は、民間のノウハウを生かし読書通帳や電子図書館が導入され、利用者アンケートでは97.8%が「満足」と答えている、令和5年度は9150万円の経費縮減が図られた、新規契約にあたりサービスの維持を盛り込んで継続性・安定性を確保している、利用者の声はしっかり把握できている、労働関係法令に違反することはない、などを説明し「民間のノウハウを生かした市民サービス充実」という指定管理者制度の効果は高い」と答えました。

休日の当番医

市立医療センター TEL735-1261(夜間毎日、土・日・祝日)内・外科系 小児救急電話相談 #7119
 12/8(日)みくに中央クリニック(内科系)中央1-56-18TEL737-5400 宇野クリニック(小児科系)粕壁1-6-5TEL760-3711 ようこ皮フ科(外科系)大沼2-62-24TEL612-3555
 12/15(日)松村医院(内科系)六軒町549 TEL735-6800 いぶきこどもクリニック(小児科系)大枝309TEL735-0854 正仁堂整形外科クリニック(外科系)南中曽根1070 TEL738-0641